

商品先物取引仲介業の登録申請の受付等について

令和3年11月

商品先物取引法第240条の3第1項の規定に基づく商品先物取引仲介業の登録申請については、下記により受け付けております。

記

1 商品先物取引仲介業の登録申請

(1) 申請前の相談等

申請前の事前相談に応じております。申請書の案文（添付書類を含む。）については、十分な時間的余裕をもってご相談下さい（審査期間は、以下（4）の申請書の受領後、原則1箇月です）。また、ご不明な点は電話等でお問い合わせください。

提出方法：持参又は郵送等（農林水産大臣・経済産業大臣宛て（連名）の案文を2部作成し、両省にそれぞれ1部ずつ提出下さい。）

(2) 申請書及び添付書類の様式

申請に当たっては、申請書本文及び商品先物取引法施行規則に規定する添付書類一式が必要です。

施行規則に様式が規定されている書類は当該様式を使用して下さい。その他、下記の様式を使用できます。

・商品先物取引仲介業の登録申請書及び添付書類

(3) 担当者の連絡先等

申請前相談及び申請書の審査の過程で、質問事項等をご連絡する場合がありますので、当該申請に係る担当者の氏名、所属部署、連絡先（電話番号及びEメールアドレス）の添付をお願いします。

(4) 申請書の提出

上記の相談における案文の確認が終了した後、申請書（添付書類を含む。）を提出していただきます。

提出方法：持参又は郵送等（農林水産大臣・経済産業大臣宛て（連名）の正本を2部作成し、両省にそれぞれ1部ずつ提出下さい。）

2 商品先物取引仲介業の登録の連絡等

当該登録を決定したときは、申請者にご連絡の上、当該登録書を手交又は郵送により交付します。

3 問い合わせ先、申請書提出先

上記の手續に関するお問い合わせ先及び申請書の提出先は、次のとおりです。

- 農林水産省大臣官房新事業・食品産業部 商品取引グループ 業務監督班
電話：03-3502-8111（内線4170）直通：03-3502-5754
- 経済産業省商務情報政策局商務・サービスグループ商取引監督課商品先物取引監督班
電話：03-3501-1511（内線4201）直通：03-3501-5895

4 登録業者名簿の閲覧

登録された商品先物取引仲介業者の名簿は、主務省のホームページに掲載しております。